積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事設	業 計	年年	度 月	令和 7年度 令和 年 月		
予	算	科	目	款 項	目	節
エ	事	場	所	京都市左京区岡崎法勝寺町他 地内		
路線	名又に	は河川	名等			
工	事	-	名	舗装道補修(岡崎通・二条通)工事		
工			期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで		
事	業	課 (所	·) 名	左京土木みどり事務所	単価使用年月 令和	T 年 月
工	事	番	号		歩掛適用年月 令和	T 年 月
変	更	口	数		基準適用年月 令和	口 年 月
主	工	•	種		単 価 地 区	
前	払 会	金支	出		調整区分	

京都市 建設局



工事概要

工事延長	工事延長							
舗装打換え工	m2	608	舗装工	m2	1, 070			
現場打街渠工	m	15	区画線工	式	1			

施 工 理 由 本工事は、老朽化した舗装等を補修することにより、車両等の通行の安全を確保するものである。

			設計	計額	請負額			
			金額	増減額	金額	増減額		
_	事費	前回	円	円 円		Д		
	ず 貝	今回	円	1 1	円	1 1		
内	工事価格	前回	円	円 _田 円		П		
l Pa		今回	円	1 1	円	1 1		
訳	消費税相当額	前回	円	В	円	円		
印八	何 <u>争</u> 沈阳 当 镇	今回	円	LJ	円	[]		
4	給 品 費	前回	円	В	円	П		
	冲 叩 負	今回	円	LJ	円			

京都市 建設局

積算参考資料 (間接費補正一覧)

	<i>-</i>			, .					
単	価	使	用	年	月	2025年9月			
步	掛	適	用	年	月	2025年9月			
基	準	適	用	年	月	2025年9月			
単	1	価	地		区	2601: I 地区			
調	1	整	区		分	本附帯工事			
共通仮	共通仮設費(率計上)								
主	た	Z	5	エ	種	06:舗装工事			
施	工	地填	英 等	補	正	大都市(2)	1.5		
I	С	T 施	i I	補	正	補正なし	1.0		
週	休	2	日	補	正	補正なし	1.00		
現場管	理費								
施	エ	地填	或 等	補	正	大都市(2)	1. 2		
I	С	T 施	i I	補	正	補正なし	1.0		
週	休	2	日	補	正	補正なし	1.00		
一般管	理費						·		
前非	仏金支	出割。	合によ	こる補	E	補正を行わない	1.00		
財	団 法 /	人等	によ	る補	正	補正を行わない	1.00		
契;	約保	証に	係る	補正	率	金銭的保証	0. 04%		

工事名 舗装道補修(岡崎通・二条通)	工事				事業区分 工事区分	道路維持·修繕 道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
直路維持								
		式	1					
構造物撤去工								
(1工区)		式	1					
構造物取壊し工		IV.	1					
		式						
舗装版切断	舗装版種別:コンクリート舗装版,コンクリート舗装版厚:15cm	工	1				(概)	
HIII 24/10A 74 191	を超え30cm以下						(194)	
コンカル 上井 半井 神一 氏っ 上右 ト	接进版区公·無链接进版 丁注区公·豫益锭丁 仟取	m	16				(概)	
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物,工法区分:機械施工,低騒音·低振動対策:必要						(似九)	
		m3	2					
殼運搬	殻種別:コンクリート殼(無筋)						(概)	
		m3	2					
殼処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)							
		m3	2					
舗装版切断	舗装版種別:アスファルト舗装版,アスファルト舗装版厚:15cmを超え30cm以下		_				(概)	
		m	190					
舗装版破砕	舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:15cmを超え3 0cm以下						(概)	
		m2	610					
殼運搬	殼種別:舗装版破砕						(概)	
		m3	152					
殼処分	殻種別:アスファルト殻							
		m3	152					
舗装工		mo	102					
(1工区)		式	1					
舗装打換え工		IV.	1					
All decided and the second		15.						
		式	1					

- 1 -

工事名 舗装道補修(岡崎通・二条通)	工事				事業区分 工事区分	道路維持·修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
不陸整正	補足材有り,28mm以上34mm未満,再生粒度調整砕石 RM-30						
		m2	608				
上層路盤	路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種),路盤材 規格:再生As安定処理(25),仕上り厚:150mm,2層仕 上げ						
		m	608				
基層	材料種類:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:60mm,平均幅員:3.0m超						
		m2	608				
表層	材料種類:再生密粒度アスコン(13),舗装厚:40mm,平均幅員:3.0m超						
		m2	608				
排水構造物工 (1工区)							
		式	1				
現場打街渠工		_124					
THE LANGUAGE LEG		式	1				/ lumi)
現場打街渠板 (乗入れ部)	基礎砕石,型枠,コンクリート,目地板を含む,現場内小運搬:無し		15				(概)
以 实物子		m	15				
区画線工 (1工区)		式	1				
区画線工		14	1				
四		式	1				
溶融式区画線		IV.	1				(概)
(実線15cm)	溶融式手動, 規格: 実線15cm, 塗布厚: 1.5mm, 溶融式 塗料規格: 15%~18%, 塗料区分: 白						(134.)
(>		m	170				
溶融式区画線 (ゼブラ45cm)	溶融式手動,規格:ゼプラ45cm,釜布厚:1.5mm,溶融 式塗料規格:15%~18%,塗料区分:白						(概)
		m	4				
溶融式区画線 (右折矢印)	溶融式手動,規格:矢印・記号・文字 15cm換算,塗 布厚:1.5mm,溶融式塗料規格:15%~18%,塗料区 分:白						(概)
		箇所	1				
溶融式区画線 (直進・左折矢印)	溶融式手動,規格:矢印・記号・文字 15cm換算,塗 布厚:1.5mm,溶融式塗料規格:15%~18%,塗料区 分:白						(概)
	[~ [箇所	1				

- 2 -

工事名 舗装道補修(岡崎通・二条通)工	事				事業区分 工事区分	道路維持·修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮設工 (2017年)							
(1 工区)		式	1				
仮設工							
		式	1				
敷鉄板 (参考数量)	鋼材規格:22×1,524×3,048(mm),作業区分:設置・撤去,供用日数:9日,継続工事:無し,整備費:有り						
(参与级重)		m2	23				
交通管理工							
		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B, 昼間						
		人目	27				
概略発注工							
		式	1				
概略発注工							
		式	1				
概略発注工							
		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工							
を除く直工の24.5%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費							
		式	1	_			
共通仮設							
		式	1				
共通仮設費 (1工区)							
		式	1				
運搬費							
		式	1				

- 3 - 京都市

工事名 舗装道補修(岡崎通・二条通)工	二事				事業区分 工事区分	道路維持·修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮設材運搬費 (5.4.4.4.1.1)	関東・中部・近畿, 片道運搬距離: 2.9km, 製品長さ 12m以内, 割増無し, 積込・取卸し費(往復分)を含						
(参考数量)	t	t	4				
共通仮設費 (率計上)							
		式	1				
純工事費							
		式	1				
現場管理費							
		式	1				
工事原価							
		式	1				
一般管理費等							
		式	1				
工事価格							
		式	1				
消費税額及び地方消費税額							
		式	1				
工事費計							
		式	1				

- 4 -

設計内訳書 (附01)

工事名 舗装道補修(岡崎通・二条通)	工事				事業区分 工事区分	道路維持·修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持							
		式	1				
構造物撤去工							
(2工区)		式	1				
		14	1				
		式					
舗装版切断	舗装版種別:アススファルト舗装版,アススファルト舗装版厚:15cm	八	1				(概)
(夜間)	以下						(13/12)
₽₽ 74. 1.		m	140				
舗装工 (2工区)							
		式	1				
路面切削工							
		式	1				
路面切削	施工区分・平均切削深さ:全面切削6cmを超え12cm 以下,段差すりつけ撤去作業:有り						
(夜間)		m2	1,070				
殼運搬(路面切削)	殻種別:アスファルト殻		,				
(夜間)		m3	107				
	殻種別:アスファルト殻	шъ	101				
(夜間)			105				
舗装工		m3	107				
max ㅗ							
# FD	亚格福昌· 9 0 初之 亚格基丁厚· 20 ++**1 接柄・	式	1				
基層 (夜間)	平均幅員:3.0m超之,平均仕上厚:60mm,材料種類: 再生粗粒度アススァルト混合物(20),タックコートPK-4						
		m2	1,070				
表層(車道・路肩部) (夜間)	平均幅員:3.0m超え,平均仕上厚:40mm,材料種類: 再生密粒度アスファルト混合物(13),タックコートPK-4						
(IXIII)		m2	1,070				
区画線工							
(2工区)		式	1				

- 5 - 京都市

設計內訳書 (附01)

事名 舗装道補修(岡崎通・二条通)	工事	事業区分 工事区分	道路維持·修繕 道路維持				
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
区画線工							
		式	1				
溶融式区画線 (実線・15cm)	溶融式手動, 規格: 実線15cm, 塗布厚: 1.5mm, 溶融式 塗料規格: 15%~18%, 塗料区分: 白						(概)
(夜間)		m	210				
溶融式区画線 (破線15cm)	溶融式手動,規格:破線15cm,塗布厚:1.5mm,溶融式塗料規格:15%~18%,塗料区分:白						(概)
(夜間)		m	11				
溶融式区画線 (ゼブラ45cm)	溶融式手動,規格:t*ブ ⁷ 745cm,塗布厚:1.5mm,溶融式塗料規格:15%~18%,塗料区分:白						(概)
(夜間)		m	21				/ Imrt \
溶融式区画線 (停止線)	溶融式手動,規格:t*ブ ⁷ 745cm,塗布厚:1.5mm,溶融式塗料規格:15%~18%,塗料区分:白		0				(概)
(夜間)	溶融式手動, 規格: ゼプラ45cm, 塗布厚: 1.5mm, 溶融	m	9				/ Just \
溶融式区画線 (横断歩道)	谷融八十到,		7.5				(概)
(夜間)	次副子毛科 相拉·左印,和卫,专宁 15按答 冷	m	75				/ Just \
溶融式区画線 (右折矢印) (夜間)	溶融式手動,規格:矢印・記号・文字 15cm換算,塗布厚:1.5mm,溶融式塗料規格:15%~18%,塗料区分:白	箇所	2				(概)
溶融式区画線	溶融式手動,規格:矢印・記号・文字 15cm換算,塗	四//1	2				(概)
(直進・左折矢印) (夜間)	布厚:1.5mm, 溶融式塗料規格:15%~18%, 塗料区分:白	箇所	2				(196)
溶融式区画線 (直進・左折予告矢印)	溶融式手動, 規格: 矢印・記号・文字 15cm換算, 塗布厚: 1.5mm, 溶融式塗料規格: 15%~18%, 塗料区	₽//I					(概)
(夜間)	分: 白	箇所	1				
溶融式区画線	幹線道路,800×1200,密粒度As						(概)
(自転車マーク) (夜間)		箇所	7				
溶融式区画線 (矢羽根)	幹線道路, 800×1600, 密粒度As						(概)
(夜間)		箇所	11				
設工							
2 工区)		式	1				
交通管理工							
		式	1				

- 6 -

設計内訳書 (附01)

工事名 舗装道補修(岡崎通・二条通)工	事				事業区分 工事区分	道路維持·修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	道路維持・修繕道路維持 数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員	交通誘導警備員B, 夜間						
(夜間)		人日	16				
概略発注工							
		式	1				
概略発注工							
		式	1				
概略発注工							
		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工							
を除く直工の11.4%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費							
		式	1				
共通仮設							
		式	1				
共通仮設費 (2工区)							
		式	1				
運搬費							
		式	1				
建設機械運搬費	路面切削機(ホイール廃材積込付)2.0m,1.7km,無,無						
		台	2				
共通仮設費 (率計上)							
		式	1				
純工事費							
		式	1				
現場管理費							
		式	1				

- 7 - 京都市

設計内訳書 (附01)

事名 舗装道補修(岡崎通・二条通)工事				事業区分 工事区分	道路維持·修繕 道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
工事原価							
		式	1				
一般管理費等							
		式	1				
工事価格							
		式	1				
消費税額及び地方消費税額							
		式	1				
工事費計							
		式	1				

特 記 仕 様 書(個別工事編)

工 事 名 舗装道補修 (岡崎通·二条通) 工事 工事場所 京都市左京区岡崎法勝寺町他 地内

1 一般事項

第1条(適用)

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携(以下「請負工事必携」という。)(令和7年8月京都市)」及び「特記仕様書(全工事共通編)(令和7年8月)」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書(全工事共通編)及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事(土木、舗装、樹木等)の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書(全工事共通編)

(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)

第2条(受注者希望方式による「完全週休2日(土日)|又は「月単位の週休2日|の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局週休 2 日工事」の対象(受注者希望方式による「完全週休 2 日 (土日)」又は「月単位の週休 2 日」)であり、「京都市建設局週休 2 日工事実施要領」
- (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html) に基づいて実施する。ただし、「通期の 週休 2 日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休 2 日 (土日)」又は「月単位の週休 2 日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休 2 日 (土日)」又は「月単位の週休 2 日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休 2 日 (土日)」又は「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目 「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」(4週8休以上であることを明記すること。)である旨を明示すること(様式不問)。

第3条(前払金)

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証 (中間前払金保証を含む。) について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照(https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf)

2 現場条件に関する事項

第4条(施工時間)

施工時間は、昼間及び夜間施工とする。夜間施工について、標準的な作業時間帯は、21時~6時とする。ただし、所管警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第5条(工事規制)

1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各 号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵 守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html

(1) 年末年始規制

規制種別	規制路線 及び地域	規制期間	規制内容		
年末年始	幹線道路 準幹線道 路	12月20日~1月5日	規制期間中は、新たな工事に 着手し、又は工事区域を拡大し てはならない。ただし、道路の		
規制	その他道 路	12月27日~1月5日	仮復旧等、一般交通に開放する ための工事はこの限りでない。		

第6条(交通誘導警備員)

1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
交通規制箇所 (1工区)	3 名	交通誘導警備員B 3 名	昼間	無
交通規制箇所 (2工区)	4 名	交通誘導警備員B 5 名	夜間	無

2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置 するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 建設副産物に関する事項

第7条(建設副産物の適正処理)

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」 (最終改正平成23年4月1日)及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」(最終改正平成16年4月1日)を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備	考
コンクリート塊 (無筋)(昼間)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保 48 番地の 1 他 16 筆	設計運搬距離 L = 3 3.3	_
アスファルト塊 (掘削) (昼間)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許 可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路松林町 18 番地の 1、19 番地	設計運搬距離 L = 1 7.2 k	
アスファルト塊 (切削)(夜間)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路松林町 18 番地の 1、19 番地	設計運搬距離 L = 1 7.2	

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

第8条(特定建設資材の分別解体等及び再資源化等)

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和4年6月17日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ご	(1/⊑∋n	仮設工事	□手作業
	①仮設	□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
ع	②土工	土工事	□手作業
0		■有 □無	■手作業・機械作業の併用
作業	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事	□手作業
内容及び		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事	□手作業
		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
解	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□手作業
体方		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
法	⑥その他	その他の工事	□手作業
	(舗装工事)	■有 □無	■手作業・機械作業の併用

- ※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書 に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。
- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

4 その他事項

第9条(工事書類の提出)

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の35日前までに提出すること。また、完成 検査に必要な工事書類については、工期末の20日前までに提出すること。

第10条(情報共有システムの利用)

- 1 本工事は、情報共有システム(以下「システム」という。)の利用対象とする。システムを利用 しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。
 - システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン (令和6年3月) (※)」(以下「ガイドライン」という。)を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定する こと。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に 係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」(以下「要領」という。)に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。 なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。
 - ※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html)

第11条(受注者希望型におけるICT活用工事の試行)

- 1 本工事は、「京都市建設局 I C T 活用工事試行方針(案)」(令和 7 年 8 月)(以下「試行方針」という。)及び「京都市建設局 I C T 活用工事試行要領(案)」(令和 7 年 8 月)(以下「試行要領」という。)の内容に従い I C T 活用工事を試行できる。
- ※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html)
- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①~⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工(修繕工)の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議にり選定できる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理

- ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの 段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要となる見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第12条(受注者希望型における遠隔臨場の実施)

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

- (1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施
 - ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督職員へ Web会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、 受発注者間の協議により決定するものとする。
 - イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備する ものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的な Androidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパ ソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっ ては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、 受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査 に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に 関する実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更 の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第13条(「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象(ただし、受注者希望方式)であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html) に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ 通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第14条 (その他特記事項)

- 1 本工事の施工に先立ち、現地踏査を行い、施工実施数量を算出し、書面により速やかに監督職員に報告すること。
- 2 受注者は、監督職員との連絡を密にとり、疑義が生じた場合は監督職員と十分に打合せを行うこと。
- 3 地域住民等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 4 本工事における、施工上及び現場管理上のトラブルについては、受注者の責任において処理すること。

箇所図

